

## 8 ICT活用の推進、携帯電話・スマートフォン利用Q & A

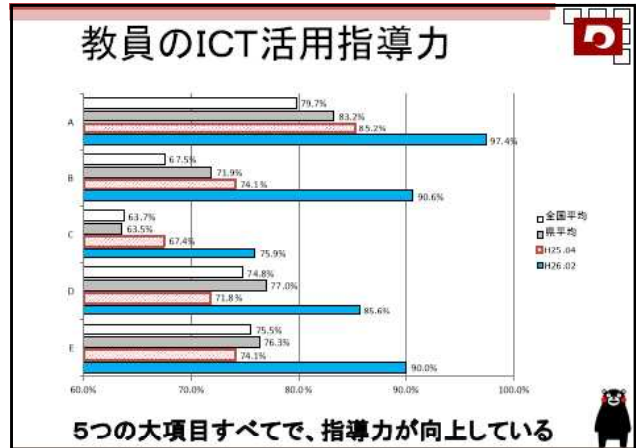
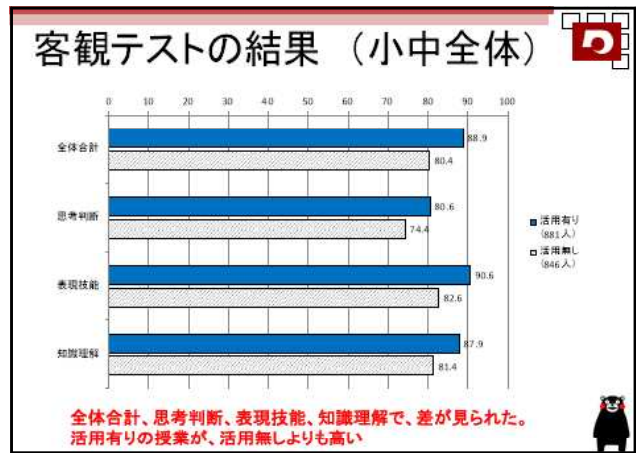
( ICT = Information and Communication Technology 情報通信技術 )

### (1) Q & A

Q 授業でICTを活用すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

A まず、児童生徒の学力向上が期待できます。「ICTを活用した『未来の学校』創造プロジェクト」の実証授業においても、ICTを活用した授業を受けた児童生徒の方が、活用しない授業を受けた児童生徒よりも定着度が高いという結果が出ています。児童生徒の意識調査においても、「楽しく学習することができる」「授業に進んで参加している」「授業に集中して取り組んでいる」「自分にあった方法やスピードを進める」などの項目で、ICTを活用した授業が有意に高い結果が出ています。これは、全国平均や県平均と比較しても、飛躍的に向上しています。

また、教員のICT活用指導力の向上も期待できます。前記の研究推進校の教員のICT活用指導力は、すべてのカテゴリにおいて実施前より実施後が有意に高いことが分かりました。



Q 具体的に、授業のどのような場面で、どのように活用できるのでしょうか。

A 次のように指導方法は類型化されます。(実践例) 本時の目標に向けて、明確なねらいをもって、効果的に活用します。

一斉学習	個別学習	協働学習
<p>教員による教材の提示</p>	<p>個に応じる学習 調査活動 思考を深める学習 表現・制作 家庭学習</p>	<p>発表や話し合い 協働での意見整理 協働制作 学校の壁を越えた学習</p>

Q 授業におけるICTの具体的な活用法を知りたいのですが。

A 平成25年3月に県教育委員会から発行されている「授業でのICT活用実践事例ガイド」や以下のサイト、先進校の事例等を参考にしてください。

上益城教育事務所ホームページ ( <http://ws.higo.ed.jp/kamimaws/> )

”IT授業”実践ナビ ( <http://www2.japet.or.jp/itnavi/> )

## 「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック」(3種類)

([http://jouhouka.mext.go.jp/school/developmental\\_disorder\\_ict\\_katsuyo/index.html](http://jouhouka.mext.go.jp/school/developmental_disorder_ict_katsuyo/index.html))

平成26年度ICTを活用した「未来の学校」創造プロジェクト事業研究推進校  
飯野小、産山小・中学校、高森中央小、高森東小、高森中、高森東中、津奈木小、  
平国小、津奈木中、人吉東小、山田小、万江小、山江中、一武小、西小、木上小、  
鏡中、五木東小、宇土中、八代中

Q 授業への活用以外に、どのようなICTの活用法があるのでしょうか。

A 例えば、開かれた学校づくりの推進に向けて、学校ホームページの充実があります。現在、県教育委員会では、ホームページの運用を効率的に行うことが可能な「学校CMS」の提供を行っています。「学校CMS」は、ソフトウェアや専門知識が必要なく、ワープロ感覚でホームページの作成ができるというものです。担当者任せにせず、複数体制で運用することも容易になっています。管内でも、活用する学校が増えてきています。(実践例)

Q 情報モラル教育は、携帯電話・スマートフォンを持ち始める時期から行えばいいのでしょうか。

A 小・中学生の携帯電話等の所持率は年々増加傾向にあると同時に、低年齢化が進んでいます。特に、最近所持率が急増しているのは、パソコンの機能を併せ持ったスマートフォンです。

また、情報モラル教育は、携帯電話・スマートフォンに関わるものだけではなく、様々な日常場面において必要となってきました。小学校低学年の時期から、計画的・系統的に推進する必要があります。

Q フィルタリングの仕組みや仕方がよく分かりません。

A インターネット上には様々な情報があります。その中には、子どもたちにとって有害であり、不適切な情報も含まれます。そのような子どもたちに見せたくない有害なサイトの閲覧を制限するのが「フィルタリング」です。18歳未満の子どもが携帯電話等を使用する場合には、フィルタリング機能を付けることが原則義務付けられています。

特に、スマートフォンのフィルタリングについては注意が必要で、無線環境に対するフィルタリングまで行う必要があります。各携帯電話会社では、無料のフィルタリングサービスを提供していますので、分かりにくい時は相談するのが一番です。また、一部を制限したり、一部の制限を解除したりもできますので、保護者は、「をしたいからフィルタリングをはずして」という子どもたちの要請を安易に了承してしまわないようにしなければなりません。

**フィルタリングとは**

違法・有害なサイト等を排除する  
(出会い系サイトや児童生徒にふさわしくないサイト)

子どもには見せたくないサイトを制限できる

違法・有害でないサイト

有害サイト

©Kumamoto Prefectural Board of Education All right reserved.

**フィルタリングは原則義務!**

子どもが携帯電話を所有する場合には、**フィルタリング機能が原則義務付けられている**

熊本県少年保護育成条例の一部改正  
携帯電話事業者の義務、保護者の義務、  
県の取組について明記された

コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年  
→9割以上がフィルタリング未加入  
そして、半数以上が中学生以下

H24警察庁統計資料

©Kumamoto Prefectural Board of Education All right reserved.

## (2) 実践例 【益城町立飯野小学校】

飯野小学校は、平成26年度ICTを活用した「未来の学校」創造プロジェクト事業の研究推進校として、ICTを活用した授業改善に取り組まれています。そして、研究の視点として、「提示」と「発問」の工夫、「考えの共有」と「言語活動」の工夫、「知識や技能の向上」の工夫、「子どもの伸びを確かめる評価」の工夫、の4点を設定しています。

国語科の授業では、タブレットPCや電子黒板、実物投影機などを効果的に活用し、語彙や表現を増やしたり、資料の活用の仕方を学習したりしました。教科書の資料を電子黒板に表示し、グラフのタイトルや教科書本文で取り上げた数字に印を付けていくことで、資料のどの部分を使って説明すればよいのかが理解できました。次時以降は、この時間に学んだことを生かし、自分で資料に書き込むことができました。また、国語辞典ではわからないことは、タブレットPCの「百科事典」の機能を活用して調べさせました。資料の見せたいところだけを切り取って表示できる点は便利でした。資料への書き込みについては、普段はなかなか書けない児童も、抵抗なく取り組むことができました。赤や青に色を変えたり、線の太さを変えたり、書いたものを消したりすることが容易にできるからと思われます。単元を貫く言語活動として位置付けた「リーフレット作成」については、テンプレートを準備しておくことでスムーズに活動に取り組みました。資料の貼り付け、レイアウトの工夫などの操作にもすぐに慣れ、入力が早く終わった児童が他の児童にやり方を教える場面も見られました。ICTを活用したことで児童の意欲も高まり、全員がリーフレットを完成させることができました。



## (3) 実践例 【嘉島町立嘉島中学校】

嘉島中学校では、これまでの学校ホームページ（以下HP）を平成25年度から「学校CMS」を活用したHPにリニューアルし、継続的に更新を行っています。「学校CMS」は、複数の担当者が、それぞれワープロ感覚でHP更新ができ、専門的な知識や技能がほとんど必要ありません。よって、課題とされてきた継続したHP運営が期待できます。主な内容、取組は次の通りです。

嘉島中学校HP作成規約を作成し、その規約に沿って作成や管理を行っています。規約の中でHP作成の目的については、「情報発信することによる学校への興味・関心の高まり」「生徒の情報収集力や情報発信力の育成」の2点としています。また、情報発信にあたっては、規約に沿って個人情報や肖像権に配慮をしています。

通知文や掲示物で生徒や保護者に学校HPを紹介し、作成における留意事項や内容概要を知らせています。

学校HPの主な項目としては、「学校概要」、「校長室」、「各教室」、「生徒会活動」、「部活動」、「学校だより」、「スケジュール」等を扱っています。特に、学級委員、生徒会役員、各部主将等のコメントを扱い、生徒が主体的に学校生活における様子や目標を発信するようにしています。

月に1回程度の更新を行い、内容の充実を図っています。



嘉島中学校HPのトップページ